

平 2 9 福 監 第 1 0 1 8 号

平 成 3 0 年 3 月 1 3 日

社会福祉法人代表者 各位

秋田市福祉保健部監査指導室長
(公印省略)

入札契約等に関する取扱いについて（通知）

社会福祉法の改正に伴い、平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等による連名通知）が発せられ、契約等についての改正点や留意事項が示されたところです。

これによると、契約等の取扱いについては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上および財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる体制となることを踏まえ、事前および事後の確認により適正さを担保することとしております。

つきましては、別紙により、契約等に関する留意事項および国庫補助等の補助事業に関する平成13年7月23日付け雇児発第488号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等による連名通知）で示されている市所管課への届出・報告等を一覧表にまとめましたので、ご活用ください。

また、法人においては、入札手続等が定款や定款施行細則および経理規程等で規定されているものと捉えておりますが、必要となる事項がある場合には、前述の国通知等を参考に、ご検討ください。

なお、これらに伴い、これまで市で示していた「社会福祉施設整備に係る契約マニュアル」（平成27年4月1日第8改正版）を平成30年3月末日に廃止（ただし、現在施工中の補助事業については、その事業が完了するまで同マニュアルを適用）するものですが、各種様式や入札執行手順等については、引き続き当室のホームページに掲出しておりますので、ご利用ください

【担当】

秋田市福祉保健部監査指導室